

オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について

国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を踏まえ、特措法第24条第9項に基づき、協力要請を行うもの。

1. 県民への協力要請

- 基本的な感染対策を徹底することに加え、飲食はなるべく少人数で黙食を基本とし、会話をする際にはマスクの着用を徹底する。
- 家庭内においても室内を定期的に換気するとともに、こまめに手洗いをを行う。
- 子どもの感染防止策を徹底すること、高齢者や基礎疾患のある者はいつも会う人と少人数で会う等、感染リスクを減らす。

2. 保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等への協力要請

- 保育所等が果たす社会的機能を維持するため原則開所する。
- 医療従事者等の社会機能維持者等の就労継続が可能となるよう、休園した保育所等の児童に対する代替保育を確保するなど、地域の保育機能を維持する。
- 「保育所における感染症対策ガイドライン」等を踏まえた対応を基本としつつ、感染リスクが高い活動を避けるとともに、児童をできるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を広げない。
- 保護者が参加する行事の延期等を含めて大人数での行事を自粛する。
- 発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲で、一時的に、マスク着用を奨めるが、2歳未満児のマスク着用は奨めず、低年齢児については特に慎重に対応する。
 - ・ マスクを着用する場合には、息苦しくないか、嘔吐していないかなどの子どもの体調変化に十分注意するほか、本人の調子が悪い場合などは無理して着用させる必要はないこと。
 - ・ 一律に着用を求めたり、児童や保護者の意図に反して実質的に無理強いすることにならないよう、現場に対して留意点を丁寧に周知し、適切な運用につなげること。

3. 高齢者施設等への協力要請

- レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開け等、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底する。
- 面会者からの感染を防ぐため、オンラインによる面会の実施も含めて対応を検討し、通所施設において、導線の分離など、感染対策をさらに徹底する。

4. 事業者への協力要請

- 業務継続の観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の削減目標を前倒しで設定する。